

独立行政法人国立高等専門学校機構 鶴岡工業高等専門学校
創造工学科教員（有期雇用、デジタルデザインコース特命教員）公募

- | | |
|----------|--|
| 1 公募人員 | 特命教員（特命助教） 計2名 |
| 2 雇用形態 | 有期雇用（任期有り、1日7時間45分、週5日勤務） |
| 3 雇用期間 | 採用決定後できるだけ早い時期から令和9年3月31日まで
但し、予算状況及び勤務実績により更新の可能性があります。原則、最長で令和13年3月31日までで、雇用の開始時期については相談に応じることが可能です。
※任期中の業績審査に基づき、常勤教員として採用される場合があります。 |
| 4 所 属 | 創造工学科（デジタルデザインコース） |
| 5 職務内容 | 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援事業における新コース(デジタルデザインコース※詳細右QRコード参照)設置に伴う関連したデジタル技術と専門（機械系、電気・電子系、情報系、化学・生物系）の教育（講義、研究）、地域連携、出前授業などを行います。担当科目は、新コースに関連したデジタル技術と専門を融合した科目と課題解決等地域と連携したデジタルデザイン実践工学を主に担当していただきます。 |
| 6 勤務場所 | 鶴岡工業高等専門学校 及び 関連施設 |
| 7 給与（月額） | 特命助教 317,500円
（国立高等専門学校機構有期雇用教職員給与規則によります。但し、給与規則の改正により本給月額が改定される場合があります） |
| 8 諸 手 当 | 期末・勤勉手当、通勤手当等（国立高等専門学校機構有期雇用教職員給与規則による） |
| 9 社会保険等 | 社会保険加入（文部科学省共済組合）、雇用保険の適用有、労働災害による補償有 |
| 10 応募資格 | 高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有しかつ次の各号に該当する方
1）博士の学位（令和11年度内に取得見込みの方を含む）、修士の学位又は技術士等の資格を有する方
2）直近5年間で査読付き原著論文に筆頭著者もしくは責任著者として国際論文誌に掲載が原則1報以上ある方、又は同等の能力を有する方
3）デジタル技術×専門科目を組み合わせ教育・研究活動を積極的に実施することが出来る方
4）高専における教育、研究、学生指導に理解と熱意のある方 |
| 11 提出書類 | 1）履歴書（JIS規格の履歴書用紙、写真貼付、連絡先にE-mailアドレスを記載してください）
2）研究経歴、研究内容および業績の概要（A4判2枚以内）
3）研究業績一覧（著書論文、特許、口頭発表、今までに獲得した外部資金の状況等に分類して記載してください）
4）代表的な研究業績の複写物（3編まで、各1部ずつ）
5）これまでにやってきた研究の概要と着任後の抱負（1,000字程度）
6）教育業績一覧（教育経験のある方）または企業実績一覧（企業経験のある方）
7）推薦書（A4判、様式自由、推薦者の自筆署名又は押印されたものを別封で提出）
自薦の場合は、応募者について照会可能な方2名の氏名及び連絡先情報
8）誓約書
※ 2）～7）は形式任意、8）は指定様式 |
| 12 応募締切日 | 令和8年10月5日（月）正午（必着）
ただし、応募があった方から随時選考を実施し、応募締切を待たずに採用を決定する場合がありますので、応募前に本校ホームページでご確認ください。 |
| 13 選考方法 | 第一次選考 書類選考
第二次選考 第一次選考合格者を対象に面接による選考（面接予定時期：書類提出時期に合わせて面接日時を設定します。面接の際の旅費等は、本人の負担となります） |
| 14 書類送付先 | 〒997-8511 山形県鶴岡市井岡字沢田104
鶴岡工業高等専門学校 総務課人事係長 宛
電話（0235）25-9015 jinji@tsuruoka-nct.ac.jp |



(応募書類は、「創造工学科教員（デジタルデザインコース特命教員）応募書類在中」と朱書きし、簡易書留で郵送願います)

15 問い合わせ先

創造工学科 教授 上條利夫

TEL 0235-25-9163, E-mail kamiyo@tsuruoka-nct.ac.jp

16 そ の 他

1) 本校URL <http://www.tsuruoka-nct.ac.jp/>

2) 本校は男女共同参画を推進しており、業績（教育業績，研究業績，社会貢献，人物を含む）の評価において同等と認められる場合には，女性を優先的に採用します。

3) 本校は，中学校卒業生を対象とした5年制の高等教育機関で，更に2年制の専攻科課程が設置されています。そのため，高校教員と大学教員を兼務した内容の仕事が求められており，教育・研究のみならず学生指導にも従事いただきます。

4) ・業務従事に当たっては、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

5) 応募書類は，原則として返却いたしません。また，応募書類記載の個人情報 は，本教員を採用するためにのみ利用するものであり，第三者に提供又は公表することはありません。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
- ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
 - 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
- 2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。